

『富山県主要農作物種子生産条例』 を制定しました!!



主要農作物種子法(以下、旧種子法)が平成29年度限りで廃止されましたが、富山県では全国一の種もみ出荷県として、引き続き県内の種子生産者の皆様に安心して種子を生産していただき、本県産種子の品質を確保するため『富山県主要農作物種子生産条例』(以下、種子条例)を制定しました。

(公布:平成30年9月28日、施行:平成31年1月1日)

種子条例によって、種子の生産はようになるの?

種子条例では、旧種子法に定めていた県の業務を引き続き行います。
種子生産者の皆様は、安心して種子生産を行ってください。

〈種子条例における県の役割〉

- 1 種子計画の策定・公表** (種子の需給見通しなど)
県で策定した種子計画に基づき、種子協会及びJAより作付面積・品種を配分します。【2月】
- 2 指定種子生産ほ場の指定**
種子計画に基づき、種子生産するほ場を「指定種子生産ほ場」として指定します。【5月】
- 3 ほ場審査及び生産物審査の実施**
「指定種子生産ほ場」のほ場審査と生産物審査を行います。
【ほ場審査7～8月】【生産物審査9～2月】
- 4 指定種子生産者への情報提供及び助言・指導**
種子生産に関する情報提供を行います。【通年】
- 5 原種・原原種の生産**
種子産地に供給する優良な原種・原原種の生産を行います。【通年:貯蔵等を含む】



今年の作付計画はどうしようかな?



指定種子生産ほ場(看板設置)



ほ場審査(助言・指導)



生産物審査(発芽調査)

※【時期】は、水稻の場合の目安です。

富山県の種子条例の特徴は？

I 全国一の種もみ出荷県として県外への流通を意識

県間流通量の約6割を占める種もみ出荷県として県内だけでなく県外への流通を含めた種子計画を策定・公表します。

II 優良な種子の品質を確保

各審査の実施と審査証明書を交付し、本県産種子の品質を確保します。

III 原種のクリーニング施設の設置

県農業研究所に、他県や民間等が育成した原種のクリーニングを行う施設を設置し、種子産地に異茎株や病原菌の少ない原種を供給します。

| | |
|-----------------|------------------|
| 第 号の号 | |
| 生産物審査証明書 | |
| 区分 産種 | |
| 審査請求書 | |
| 種類 | 水稲 |
| 品種 | コシヒカリ |
| 種子検査員 富山県技術官 | |
| 平成15年 月 日 | |
| 富山県 | |
| 種子保証票 | |
| 生産地 | 富山県富山市 |
| 生産者 | 富山県農業技術センター農業試験場 |
| 種類 | 水稲 |
| 品種名 | コシヒカリ |
| 審査月日 | 平成15年 月 日 |
| 種子検査員 富山県技術官 | |

生産物審査証明書
(種子保証票)

高品質な原種の供給に向けて

新たな民間育成品種等の種子の供給ニーズに対応するため、県農業研究所において、隔離ほ場や検定温室など、原種をクリーンな状態で種子産地に供給するための拠点施設を平成30年度中に設置します。

① 隔離ほ場で原原種を生産



- 隔離ほ場で他からの花粉の飛散を防止して原原種を生産
- 原原種は年間3品種、原種は年間2品種を生産予定

② 保菌防止対策・効率的な防除体系の確立



- 病害虫検定温室で種子の保菌状態を高精度に診断(年間100サンプルを診断予定)
- 人工環境ほ場で効率的な防除体系を確立

民間・県外育成品種のクリーンな原原種・原種の生産開始 (H31~)

クリーンな原種を種子場へ供給 (H32~)

県内5つの種子場

異茎株の抜き取り作業の軽減、防除の省力化
→高品質で合格率の高い種子生産へ!!



種子条例の詳しい条文は、富山県HPにある条例法規集
(http://www.pref.toyama.jp/cms_cat/404050/index.html) からご覧ください。
〔平成31年2月公表予定〕